三　特例遺族共済年金若しくは特例遺族年金について同順位者若しくは後順位者があるとき、又は特例通算遺族年金について他の受給権者があるとき。

四　特例遺族共済年金の受給権者である配偶者が七十歳未満であるとき。

第二十五条の二第七項中「特例老齢農林一時金」を「第一項の一時金」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二十八条第一項及び第三項」を「第二十八条」に、「第三十五条」を「第三十四条、第三十五条」に、「、特例老齢農林一時金」を「、第一項の一時金」に、「特例老齢農林一時金」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号。以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。）」と、同条第二項中「遺族共済年金」とあるのは「特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給される特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」に、「第二十八条第一項」と、「その他」を「第二十八条第一項及び第二項」と、「その他」に、「特例老齢農林一時金」と、「組合員」を「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、「組合員」に改め、「「第二十八条第一項及び第二項」とあるのは「第二十八条第一項」と」を削り、「特例老齢農林一時金」と、廃止前農林共済法」を「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」と、廃止前農林共済法」に、「又は特例老齢農林一時金」を「又は特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前三項に規定するもののほか、第一項の一時金の額の算定に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

第二十五条の二第四項中「特例老齢農林年金」を「特例年金給付」に改め、「次条第一項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項中「特例老齢農林一時金」を「第一項の一時金」に、「第一項」を「同項」に改め、「以後」の下に「（子又は孫に対する特例遺族共済年金の支給に代えて同項の規定による請求があったときは、同月から当該請求をした者が十八歳に達した日以後の最初の三月まで）」を加え、「特例老齢農林年金」を「特例年金給付（その支給に代えて同項の規定による請求があったものに限る。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「特例老齢農林一時金」を「同項の一時金」に、「特例退職年金及び特例減額退職年金を除く」を「次に掲げるものに限る」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その支給に代えて第一項の一時金が支給された特例年金給付

二　前号に掲げる特例年金給付を受けることができる場合にその支給を停止すべきこととなる特例年金給付

第二十五条の二中第二項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　子又は孫に対する特例遺族共済年金の支給に代えて第一項の一時金の支給を受けた者が十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日に廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、前項後段の規定にかかわらず、その者に同月の翌月以後の分の特例年金給付を支給する。

第二十五条の二第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定による請求は、次に掲げる日（同日において同項各号のいずれかに該当しているとき、又は同日以後に当該各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号のいずれにも該当しなくなった日の翌日）から一年以内にしなければならない。

一　特例老齢農林年金（平成十三年統合法附則第四十四条第六項の規定によるものを除く。）の受給権者にあっては、当該特例老齢農林年金の受給権を取得した日

二　前号に規定する者以外の者にあっては、平成二十六年十月一日までの間において農林水産大臣が定める日

3　前項に定めるもののほか、農林水産大臣は、第一項の規定による請求の状況その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、前項に規定する期間（次項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に第一項の規定による請求をしなかった者について、一年を超えない範囲内で、当該請求をすることができる期間を定めることができる。

4　農林水産大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第二項に規定する期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。前項の規定により期間を定めた場合において、災害その他特別の事情があるときも、同様とする。

第二十五条の三の見出しを「（一時金の返還等）」に改め、同条第一項中「特例老齢農林一時金の支給」を「前条第一項の一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。第三項において同じ。）の支給」に、「前条第一項」を「同条第一項」に、「当該特例老齢農林一時金」を「当該一時金」に改め、同条第三項中「特例老齢農林一時金の」を「前条第一項の一時金の」に、「前条第二項前段」を「同条第五項前段」に、「当該特例老齢農林一時金」を「当該一時金」に改め、同条に次の三項を加える。

4　前条第一項の一時金（特例退職共済年金、特例遺族共済年金又は特例老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く。）の支給を受けた者は、その者に当該一時金を支給しなかったとしたならば平成十三年統合法附則第二十五条第五項において読み替えて準用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第二項第一号（イを除く。）又は第三号（イを除く。）に該当することとなるときは、その該当することとなる日の属する月の翌月以後の各月に対応する当該一時金の額の算定の基礎となった各月分年金相当額を前条第八項の規定の例により同日の属する月の翌月から同条第七項の各月の分の特例年金給付が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額を合計して得た額を同日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならない。この場合においては、同月以後の分の特例年金給付については、同条第五項後段の規定は、適用しない。

5　前項前段の規定は、特例遺族共済年金の支給に代えて前条第一項の一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第五十二条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合、特例遺族年金の支給に代えて当該一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十八条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合及び特例通算遺族年金の支給に代えて当該一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第四十三条第三項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十三条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合について準用する。

6　第二項の規定は、第四項前段（前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

第三十条の二中「、特例老齢農林一時金」を「、第二十五条の二第一項の一時金」に、「同条第一項中「平成十三年統合法附則第二十五条第四項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度」とあるのは「当該年度」と、「当該給付」とあるのは「当該特例老齢農林一時金」と、「得た額」を「得た額）」を「第二十九条第一項中「当該給付として」とあるのは「その支給に代えて第二十五条の二第一項の一時金として」と、「当該給付に」とあるのは「当該一時金に」に、「支給された特例老齢農林一時金」を「支給された当該一時金」に、「特例老齢農林一時金の」を「一時金の」に、「特例老齢農林一時金」と読み替える」を「一時金」と読み替える」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。